

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで冬季産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和3年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度は、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税（1リットル当たり32円10銭）を免税する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や港湾などで使うフォークリフトなど道路を使用しない機械燃料用の軽油は、免税が認められてきたものである。

スキー産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、スキー・スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、市町村経済にも計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響を鑑み、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 高市 早苗 殿
農林水産大臣 江藤 拓 殿
経済産業大臣 梶山 弘志 殿
国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山東 昭子 殿